

第6章 快適トイレの設置

1) 快適トイレの設置

①内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することとする。(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

○快適トイレの標準仕様

【快適トイレに求める標準仕様】

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能及び簡易水洗(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)
- (4) 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)
- (5) 照明設備(電源がなくても良いものが望ましい)
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は荷物の置ける棚等(耐荷重5kg以上)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡付きの洗面台
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900×900mm 以上(面積 A=0.81m² 以上ではない。幅・奥行き各 900mm 以上)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台(フィッティングボード等)
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

②設置に要する費用

快適トイレ設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの設置にあたっては、①の内容を満たす参考見積書(標準仕様、付属品の内訳を明示したもの)を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議の上決定し、快適トイレ仕様チェックシート及び資料等(カタログなど)を施工計画書提出に合わせ提出する。

さらに、精算変更時において、月額の支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、上限 51,000 円/基・月(従来品相当額(10,000 円/基・月)を差し引いた金額)を設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ合計 2 基/工事までとする。

また、運搬、設置及び撤去費は共通仮設費(率)に含むものとし、2 基より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

③その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議の上、本事項の対象外とする。